

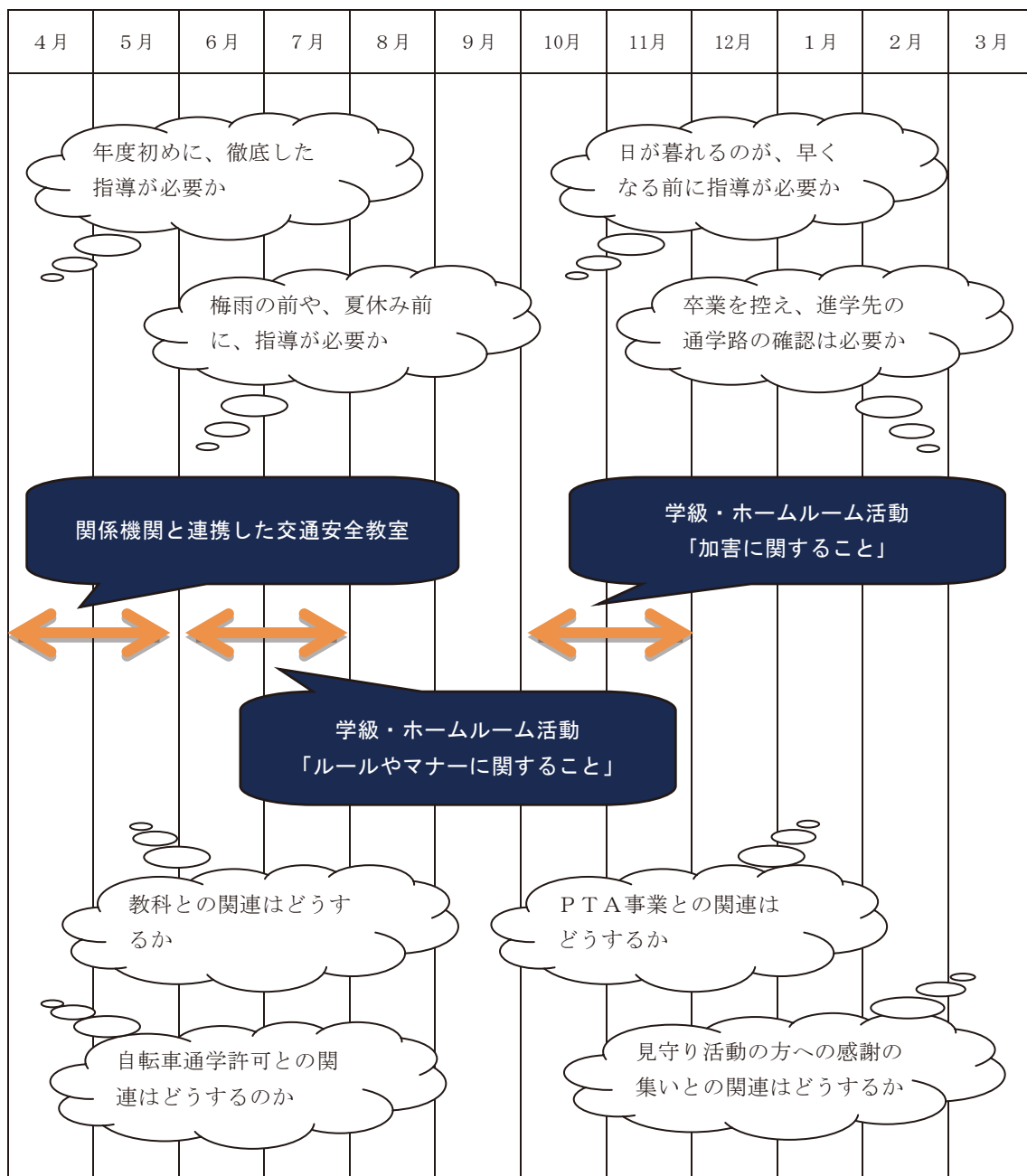
3 学校安全計画における交通安全教育の効果的な位置付け

(1) 学校教育活動全体を通じた計画

学校における安全教育は、学校保健安全法第27条において「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」とあり、学校安全計画の策定と計画に基づいた教育活動の実施が規定されている。

交通安全教育においても、関連する教科で確実に指導することに併せ、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等での指導と効果的に関連付けながら、学校教育活動全体を通じて計画的に進めていくことが必要である。

そのためにも、学校安全計画において、年間を見渡し、どの時期にどの内容の交通安全教育を実施するのかを明確に示す必要がある。



(2) 関係機関等と連携した交通安全教育

学校における交通安全教育を効果的に進めるためには、家庭、PTA、地域社会や地域の関係機関・団体等との連携を普段から進めておくことが大切である。例えば、各地域の警察署と連携して専門的な指導を行ったり、保護者や地域の方々から普段の登下校の様子を伺いながら、交通安全の知識やマナーを向上させることなどが挙げられる。

関係機関等との連携を図り、教科における安全学習と教科以外における安全指導を有機的に構造化することで、効果的な交通安全教育を進めることができる。

また、これら関係機関等との連携を図ることは、指導する教職員の負担を軽減することにもつながる。

京都府では、以下のような取組が実施されている。

【自転車運転免許証交付制度】（警察）

小学校4～6年生を対象とした自転車運転免許証交付制度として、交通ルールやマナーを学習する筆記試験と自転車の実技試験の実施が行われている。平成27年までに約3万人に自転車運転免許証が交付されている。

【地域安全マップづくり講習】（警察、京都府安心・安全まちづくり推進課）

主に小学校を対象として地域の方々や警察署、PTA等の協力を得ながら、交通安全や防犯に関する学習と、実際に地域を歩き、危険箇所・安全箇所を確認するフィールドワークによる安全マップの作成を実施している。

【いのちを考える教室】（京都府安心・安全まちづくり推進課）

「犯罪被害」を題材に、生徒や保護者等がいのちの大切さを身近なものとして考える。自分だけでなく周囲の人も大切に思う気持ちや規範意識を育み、被害者も加害者も生まない社会をつくることを目的としている。

【「ヒヤリ・ハット情報」活用推進システム】（京都府安心・安全まちづくり推進課）

犯罪や交通事故などを未然に防ぐためには、犯罪・事故につながる「ヒヤリ・ハット情報」を事前に集め、共有し、その情報に基づいた対策を講じることが有効である。京都府ではスマートフォンなどを使って、誰もが簡単に「ヒヤリ・ハット情報」を登録し、その情報を共有できるシステムを構築している。このシステムを使って危険箇所情報を収集し、交通安全や防犯に関する「ヒヤリ・ハットマップ」の作成も実施されている。

【交通安全教室等】（関係機関等）

下記の関係機関等との連携による交通安全教室や交通安全に関する取組のほか、関係機関や企業等から数多くの教材の提供等が図られている。


主な関係機関等	内容等
地域の警察署	交通安全教室での講話・実技講習など
地域の交通対策協議会	地域連携による交通安全の取組など
地域の交通安全協会	地域連携による交通安全の取組など
自動車教習所	交通安全教室での講話・実技講習など
自動車メーカー	交通安全教室での講話、各種教材など
保険会社	スクエアドストレイト動画等各種教材、交通安全教室での加害事故に関する講話など
弁護士会	交通安全教室での加害事故に関する講話など
自転車販売業者	自転車の安全点検など

【京都府自転車安全利用推進員制度】（京都府安心・安全まちづくり推進課）

「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」により、自転車に関する交通安全教育や広報・啓発活動等を行う「自転車安全利用推進員制度」がある。交通安全教育の一環として、高等学校でも取組が実施されており、推進員となった生徒が、登下校時に校門に立ち、交通安全の呼びかけをしたり、交通事故防止府民運動として、ポスターの作成等を行っている。

あなたも

「自転車安全利用推進員」として活動してみませんか？



自転車の安全な利用を促進するために活動していただけるボランティアを募集しています！！

京都府では、「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」第10条に規定する、自転車に関する交通安全教育や広報・啓発活動等を行う「自転車安全利用推進員」を募集しています。

◇ **活動の内容** 自転車交通安全教室での指導や、自転車の安全な利用に関する広報啓発活動を、出来る範囲内で自主的に行っていただきます。
※ 京都府や警察から、自転車の安全利用に関する活動についての情報提供を行います。また、協働活動への参加についてもご案内することがあります。

◇ **身分等** 自転車安全利用推進員の身分等は次のとおりです。
① 公務員ではありません
② 報酬は支給されません
③ 委嘱期間は委嘱を受けた年度の翌々年度の10月31日まで
例：平成25年4月1日に委嘱を受けた方の場合
→ 平成25年4月1日から平成28年10月31日まで

◇ **応募資格**
◇ 京都府自転車安全利用推進員講習【京都府】
◇ サイクリングインストラクター講習【別途入試】
◇ サイクリングディレクター検定講習【別途入試】
のいずれかの講習を受講した方、若しくは
◇ 自転車安全整備士
◇ 自動車教習指導員
のいずれかの資格を有する方

◇ **問い合わせ** 京都府の担当課、または、最寄りの警察署にお尋ねください
◆ 宛先（問い合わせ先）
京都府府民生活部安心・安全まちづくり推進課
〒 602-8570
京都市上京区下立売通新町西入
電 話 075-414-4367（直通）
FAX 075-414-4255

『自転車の安全な利用の方法』を広く府民の方々に理解してもらうためのボランティア活動です。あなたの行動力をぜひ活かしてください！！